

## 議案第40号

### 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

### 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第21条中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

附則第2条の2中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附則第2条の2の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第3条の5の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改め

る。

附則第3条の6中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第11条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第15条の2を次のように改める。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第15条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第10条、附則第11条、附則第11条の2又は附則第12条の規定を適用する。

附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第11条第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6

		第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
附則第 11 条の 2 第 1 項	租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項
附則第 12 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者 (以下この項において「被相続人」という。) の相続人 (震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。) が、当該滅失をした旧家屋 (同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。) の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合 (当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。) における当該土地等 (当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。) の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 10 条、附則第 11 条、附則第 11 条の 2 又は附則第 12 条の規定を適用する。
- 3 前 2 項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第 24 条第 1 項の規定による申告書 (その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 25 条第 1 項の確定申告書を含む。) に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長

が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第16条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第5項まで」を「第6項まで」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」とする」を「附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする」に改める。

## 附 則

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は公布の日から、附則第3条の5の2及び第16条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定は平成27年1月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例(以下「新条例」という。)附則第2条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日(以下「基準日」という。)以後の期間に対応するものについて適用し、基準日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第3条 新条例附則第2条の2の2の規定は、平成26年度以後の年度分の特別区民税(以下「区民税」という。)について適用し、平成25年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第2項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第16条の規定は、平成27年度以後の年度分の区民税について適用し、平成26年度分までの区民税については、なお従前の例による。

第4条 杉並区使用料等に係る督促及び延滞金に関する条例(昭和62年杉並区条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に

年４パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）」に改める。

第５条 この条例による改正後の杉並区使用料等に係る督促及び延滞金に関する条例附則第２項の規定は、延滞金のうち基準日以後の期間に対応するものについて適用し、基準日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第６条 杉並区行政財産使用料条例（昭和５０年杉並区条例第４４号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「延滞金の」の次に「年１４．６パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の１月３０日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）」に改める。

第７条 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例附則第４項の規定は、延滞金のうち基準日以後の期間に対応するものについて適用し、基準日前の期間

に対応するものについては、なお従前の例による。

第8条 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年杉並区条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第50条」を「第50条第1項」に改め、「規定する延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「同条」を「同項」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

第9条 この条例による改正後の杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例附則第5項の規定は、延滞金のうち基準日以後の期間に対応するものについて適用し、基準日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するとともに、その控除限度額を拡充する等の必要がある。

## 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項_____に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>(外国税額控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、同条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>(外国税額控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、同条及び_____第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条の2 当分の間、第8条、第32条第2項、第37条の12第2項、第37条の14第2項、第52条の3第5項及び第53条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基</p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条の2 当分の間、第8条、第32条第2項、第37条の12第2項、第37条の14第2項、第52条の3第5項及び第53条第2項に規定する延滞金の_____年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基</p>

準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ

\_\_\_\_\_。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（公益法人等に係る区民税の課税の特例）

第2条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同

準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

\_\_\_\_\_。）とする。

（公益法人等に係る区民税の課税の特例）

第2条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項\_\_\_\_\_までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項\_\_\_\_\_までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同

条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

第3条の5の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2及び3 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の6 第20条の2の規定の適用

条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

第3条の5の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項

\_\_\_\_\_に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2及び3 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の6 第20条の2の規定の適用

を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項又は附則第14条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の

を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項又は附則第14条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の

5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第15条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。))第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項

5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第15条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。))第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第10条

に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第10条、附則第11条、附則第11条の2又は附則第12条の規定を適用する。

附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第11条第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第11条	租税特別措置法第	東日本大震災の被災者等に係る国税

第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第11条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第11条の2第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第12条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第10条、附則第11条、附則第11条の2又は附則第12条の

の2第1項	31条の3第1項	関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第12条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供す

規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

ることができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第10条、附則第11条、附則第11条の2又は附則第12条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別

税額控除の適用期間等の特例)

第16条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の5及び附則第3条の5の2の規定の適用については、附則第3条の5第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の5の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含

税額控除の適用期間等の特例)

第16条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の5及び附則第3条の5の2の規定の適用については、附則第3条の5第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の5の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項

む。 ) 」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」  
と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の5及び第3条の5の2の規定の適用については、附則第3条の5第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」  
と、附則第3条の5の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

\_\_\_\_\_」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」  
と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の5及び第3条の5の2の規定の適用については、附則第3条の5第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」  
と、附則第3条の5の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」  
\_\_\_\_\_」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする  
\_\_\_\_\_。

附則第4条による改正（杉並区使用料等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部  
改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1 略	1 略
2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ_____。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の_____年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。_____）とする。

附則第6条による改正（杉並区行政財産使用料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ_____。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の_____年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。_____）とする。</p>



における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 略

における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 略

## 杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び控除限度額の拡充</p> <p>(1) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を居住年が平成 25 年であるものから平成 29 年であるものまで 4 年間延長することとする。</p> <p>(2) 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等の税率が 8 % 又は 10 % である場合は、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の 3 % (最高 58,500 円) から 4 . 2 % (最高 81,900 円) に拡充することとする。</p> <p>(3) 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に居住の用に供した場合は、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の 3 % (最高 58,500 円) から 4 . 2 % (最高 81,900 円) に拡充することとする。</p> <p>(区税条例附則第 3 条の 5 の 2 及び第 16 条・地方税法附則第 5 条の 4 の 2 及び第 45 条)</p>	平成 27 年 1 月 1 日	平成 27 年度 分から適用
	<p>2 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地の譲渡に係る特例</p> <p>東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から引き続き所有していたもの等とみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとする。</p> <p>(区税条例附則第 15 条の 2 ・地方税法附則第 44 条の 2 )</p>	平成 26 年 1 月 1 日	平成 25 年 1 月 1 日以後に 行う譲渡に適用

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税等	<p>3 延滞金の割合の見直し</p> <p>当分の間、延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、納期限後1月以内の延滞金の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合と、納期限後1月を超える延滞金の割合にあつては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とすることとする。</p> <p>特例基準割合とは、各月における国内銀行が新たに行った短期貸付けに係る平均利率の前々年10月から前年9月までの平均に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>(区税条例附則第2条の2・地方税法附則第3条の2)</p>	平成26年1月1日	平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用